

特定外来生物防除等対策事業交付要綱

制 定	令和 5 年 2 月 27 日	環自野発第 2302273 号
一部改正	令和 6 年 4 月 30 日	環自野発第 2404309 号
一部改正	令和 7 年 1 月 16 日	環自野発第 2501164 号
一部改正	令和 8 年 3 月 2 日	環自野発第 2603022 号
一部改正	令和 8 年 10 月 6 日	環自野発第 2610061 号

(通則)

第 1 条 特定外来生物防除等対策事業に係る交付金（以下「交付金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 この交付金は、別表 1 に掲げる事業（以下「間接交付事業」という。）に必要な経費の一部又は全部を交付する事業に交付金を交付することにより、それぞれの地域の実情に応じた特定外来生物（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。以下「外来生物法」という。）第 2 条第 1 項に規定する生物。以下同じ。）並びに特定外来生物への指定を検討されている生物による生態系、人の生命又は身体に係る被害の防止のために行う事業の効率的かつ効果的な実施を図ることを目的とする。

(交付の対象等)

第 3 条 この交付金は、自然環境局長が別に定める公募要領により公募した者の中から選定された団体が間接交付事業を実施する都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）（以下「間接交付事業者」という。）に対し、交付金を財源とする給付金（以下「間接交付金」という。）を交付する事業（以下「交付事業」という。）を交付の対象とする。ただし、別紙暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業は、交付金の交付の対象としない。

2 交付事業の実施に要する交付対象経費の区分及び内容は、別表 2 のとおりとし、別表 2 第 1 欄の区分ごとに算出した別表 2 第 2 欄の交付対象経費の額に、別表 2 第 3 欄の交付率を乗じて得た額を予算の範囲内で交付する。

(交付額の算定基準)

第 4 条 交付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付金の交付の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付申請)

第 5 条 申請者は、交付金の交付を受けようとするときは、別記様式第 1 号による交付申請書（以下「交付申請書」という。）を、自然環境局長が別に定める日までに環境大臣（以下「大臣」という。）に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第 6 条 次条第 1 項の規定により交付決定を受けた者（以下「交付事業者」という。）は、交付決定後の事情の変更により交付金の額の変更交付申請を行う必要がある場合には、速やかに別記様式第 2 号による変更交付申請書（以下「変更交付申請書」という。）を大臣に提出しな

なければならない。

2 第4条の規定は、前項の変更交付申請を行う場合において準用する。

(交付の決定)

第7条 大臣は、交付申請書又は変更交付申請書の提出があったときは、標準的に、当該交付申請書が到達した日から起算して30日以内に内容の審査を行い、交付決定又は変更交付決定を行うものとする。

2 大臣は、前項の規定による交付決定又は変更交付決定を行ったときは、別記様式第3号による交付決定通知書又は別記様式第4号による変更交付決定通知書を申請者あてに送付するものとする。

(交付の条件)

第8条 大臣は、前条第1項の規定による交付決定をする場合において、必要があると認めるときは、次の条件を付すものとする。

一 交付事業者は、交付事業に係る経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を間接交付事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

二 交付事業者は、交付金の額の確定が行われるまでの間において、合併、分割等により交付事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく大臣に報告しなければならない。

三 交付事業者は、間接交付事業者に間接交付金を交付するときは、第22条に準ずる条件及び次の条件を付さなければならない。

イ 間接交付事業者は、間接交付事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付事業者が別に定める様式による取得財産等管理台帳を備え、間接交付事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、間接交付金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

ロ 間接交付事業者は、取得財産等のうち、不動産、船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック並びにこれらの従物、並びに間接交付事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具、並びにその他大臣が定める財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、大臣が別に定める期間を経過するまで、交付事業者の承認を受けずに、間接交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付環境発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に準じて行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、交付事業者が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利3%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

四 前号イ及びロにより付した条件に基づき交付事業者が承認又は指示を与える場合には、あらかじめ大臣の承認又は指示を受けなければならない。

五 交付事業者は、本条第三号により付した条件に基づき、間接交付事業者から間接交付金相当額の全部又は一部の納付があった場合には、大臣に報告し、大臣はその納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

六 大臣は、交付の申請がなされたものについては、交付金に係る消費税等仕入控除税額について、交付金の額の確定において精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

七 本条第一号から第六号までに掲げる条件は、間接交付事業者が、市町村（特別区を含む。）に対して、交付金の交付を行う事業（以下、「再間接交付事業」という。）について必要な読み替えを行った上で準用するものとし、交付事業者は、交付規程等により間接交付事業者に対し、当該条件を再間接交付事業者に付すよう指示しなければならない。

八 本条第一号から第七号までに掲げる条件のほか、大臣は、交付事業の実施に関し必要な条

件を付することができる。

(申請の取下げ)

第9条 交付事業者は、第7条第1項の規定による交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があるときは、交付申請を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により申請を取り下げようとするときは、第7条第2項の規定による交付決定通知書又は変更交付決定通知書が到達した日から起算して15日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

3 第1項の規定により申請を取り下げたときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(交付事業の変更)

第10条 交付事業者は、次の各号に該当するときは、あらかじめ別記様式第5号による計画変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。なお、交付金の額に変更を伴う場合は、第6条に定める手続によるものとする。

一 交付事業の事業内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更を除く。

二 別表2第1欄の区分に定める対象経費の費目間の配分の変更（変更前のそれぞれの配分額の30%以内の変更を除く。）をしようとするとき。

(契約)

第11条 交付事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、交付事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 交付事業の全部若しくはその主たる部分又は別表2第1欄の事務費の合計額の50%を超えるものを第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、大臣の承認を得たときはこの限りではない。

3 交付事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結し、大臣に報告するとともに、交付事業の履行体制を遅滞なく大臣に報告しなければならない。

(交付事業の中止又は廃止)

第12条 交付事業者は、交付事業を中止又は廃止しようとするときは、別記様式第6号による中止（廃止）承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付事業の遅延の報告)

第13条 交付事業者は、交付事業が予定期間内に完了しない場合又は交付事業の遂行が困難となった場合には、速やかに別記様式第7号による遅延報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当該年度を超えない場合で、かつ当初の完了予定期日後2ヶ月以内である場合は、この限りではない。

(交付事業の状況報告)

第14条 交付事業者は、交付事業の遂行又は支出状況について大臣の要求があったときは、速やかに別記様式第8号による事業状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(交付事業の遂行の命令等)

第15条 大臣は、第14条の規定による報告書及び第2項の規定による報告書並びに職員の立入検査等の結果に基づき、交付事業が法令、本交付要綱、特定外来生物防除等対策事業実施要領（令和5年2月27日付け環自野発第2302273号。以下「実施要領」という。）、交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、交付事業者に対し、これらに従って交付事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 大臣は、交付金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、交付事業者若しくは間接交付事業者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(交付事業の実績報告等)

- 第16条 交付事業者は、交付事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに別記様式第9号による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- 2 交付事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第10号による年度終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- 3 交付事業者が第1項の完了実績報告書をやむを得ない理由により期限内に提出できない場合は、大臣は交付事業者からの申請に基づき期限について猶予することができる。
- 4 交付事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、第4条ただし書（第6条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定により交付額を算出した場合において、交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 5 交付事業者は、間接交付事業者から提出された実績報告書を基に、経費実績を別記様式第9号別紙により取りまとめ、交付事業の目標の達成度や効果等について評価及び検証を行うものとする。

(交付金の額の確定等)

- 第17条 大臣は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、当該実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、当該報告に係る交付事業の実施結果が交付金の交付決定の内容（第10条に基づく承認をした場合は、その承認をした内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、別記様式第11号による交付額確定通知書により交付事業者へ通知するものとする。
- 2 大臣は、交付事業者へ交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の額に相当する交付金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から起算して20日以内とする。
- 4 大臣は、前項の期限内に納付されない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付金の支払)

- 第18条 交付金は、前条の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、交付金の交付決定の後に概算払をすることができる。
- 2 交付事業者は、前項の規定により交付金の支払を受けようとするときは、別記様式第12号による精算（概算）払請求書を大臣に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

- 第19条 大臣は、第12条の規定による交付事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができるものとする。ただし、第4号の場合において、交付事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りではない。
- 一 交付事業者又は間接交付事業者が、この要綱の規定に違反したことにより受けた大臣の処分又は指示に従わない場合
- 二 交付事業者が、交付金を交付事業以外の用途に使用した場合又は間接交付事業者が間接交付金を間接交付事業以外の用途に使用した場合
- 三 交付事業者又は間接交付事業者が、交付事業又は間接交付事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- 四 第7条第1項の規定による交付決定後に生じた事情の変更等により、交付事業若しくは間接交付事業の全部若しくは一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により交付事業又は間接交付事業を遂行することができない場合（交付事業者又は間接交付事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）
- 五 交付事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

- 2 大臣は、前項の規定による交付決定の取消しを行った場合において、当該取消しに係る部分に相当する交付金が既に交付されているときは、期限を定めて当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合（第1項第4号に規定する場合を除く。）には、当該返還命令に係る交付金を交付事業者が受領した日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定に基づく交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第17条第3項及び第4項の規定を準用する。
- 5 大臣は前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができるものとする。
- 6 本条の規定は、交付金事業について交付すべき交付金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（間接交付金の交付規程の承認）

第20条 交付事業者は、交付事業の開始前に、交付事業をこの要綱の規定に従い行うために、間接交付金の交付の手続等について交付規程を定め、大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、軽微な変更を除く。

（取得財産等の管理）

- 第21条 交付事業者は、交付対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 交付事業者は、取得財産等について、別記様式第13号による取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。
 - 3 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

（取得財産等の処分の制限）

- 第22条 取得財産等のうち、適正化法施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える機械、重要な器具及び工作物とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、大臣が別に定める期間とする。
 - 3 交付事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成20年5月15日付け環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に定める別紙様式1による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 4 前項の承認をする場合においては、前条第3項の規定を準用する。
 - 5 前項の納付については、第17条第3項の規定を準用する。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還）

- 第23条 交付事業者は、交付事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに別記様式第14号による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書を大臣に提出しなければならない。
- 2 大臣は、前項の規定による報告書の提出を受けたときは、消費税等仕入控除税額の返還を命ずるものとする。
 - 3 前項の返還については、第17条第3項及び第4項の規定を準用する。

（電子情報処理組織による申請等）

第24条 交付事業者は、第5条の規定に基づく交付の申請、第6条の規定に基づく変更交付の申請、第9条の規定に基づく申請の取下げ、第10条の規定に基づく交付事業の変更の申請、

第12条の規定に基づく中止又は廃止の申請、第13条の規定に基づく事業遅延の報告、第14条の規定に基づく状況報告、第16条の規定に基づく実績報告、第18条第2項の規定に基づく支払請求、第22条第3項の規定に基づく財産の処分の承認申請、又は第23条の規定に基づく消費税等仕入控除税額の報告（以下「交付申請等」という。）については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の2及び3の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

（電子情報処理組織による通知等）

第25条 大臣は、前条の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

（間接交付金の電子申請）

第26条 交付事業者は、間接交付金の交付の手続について、電磁的方法（適正化法第26条の2及び3の規定に準じて交付事業者が定めるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。

2 交付事業者は、間接交付金の交付の決定その他間接交付事業者に対する通知を電磁的方法により行うことができる。

（間接交付金の交付）

第27条 交付事業者は、間接交付金の交付を行うため、第18条第1項ただし書に規定する概算払により交付金の交付を受けたときは、遅滞なく、間接交付金を間接交付事業者に交付しなければならない。

（情報管理及び秘密保持）

第28条 交付事業者は、交付事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、交付事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。また、情報のうち第三者の秘密情報（間接交付事業者が取得した事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えい（以下「漏えい等行為」という。）してはならない。

2 交付事業者は、交付事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。交付事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も交付事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は交付事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（暴力団排除に関する誓約）

第29条 交付事業者は、別紙暴力団排除に関する誓約事項について交付金の交付申請前に確認しなければならない、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（その他）

第30条 特別の事情により、第4条、第5条、第6条、第9条、第10条、第13条及び第15条に定める算定方法又は手続等によることができない場合には、あらかじめ大臣の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、交付事業の実施に関し必要な事項は、自然環境局長が別に定めるものとする。

（附 則）

この要綱は、令和5年2月27日から施行する。

（附 則）

1. この要綱は、令和6年4月30日から施行する。

2. この要綱による改正後の規定は、令和6年度予算に係る交付金から適用し、令和5年度以前の予算に係る交付金については、なお従前の例による。

(附 則)

1. この要綱は、令和7年1月16日から施行する。
2. この要綱による改正後の規定は、令和7年度予算に係る交付金から適用し、令和6年度以前の予算に係る交付金については、なお従前の例による。

(附 則)

この要綱は、令和8年3月2日から施行し、施行日以前に交付された交付金の取り扱いについては、なお従前の例によるものとする。

(附 則)

1. この要綱は、令和8年10月6日から施行する。
2. 令和8年10月6日に閣議決定した予備費に係る交付金の対象事業は、別表1に掲げる(1)、(2)及び(4)に限り、(1)及び(2)はクビアカツヤカミキリに係る事業に限る。
3. 施行日以前に交付された交付金の取り扱いについては、なお従前の例によるものとする。

暴力団排除に関する誓約事項

当団体は、交付金の交付の申請をするに当たって、また、交付事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 団体が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は団体の役員等（代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者という。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表 1 間接交付事業

1. 間接交付事業	2. 間接交付事業の内容
(1) 特定外来生物防除事業	特定外来生物又は特定外来生物への指定を検討されている外来生物の調査・防除等
(2) 特定外来生物早期防除計画策定事業	地域に未侵入若しくは侵入初期の特定外来生物又は特定外来生物への指定を検討している外来生物の早期発見・早期防除を行うための地域計画策定及びこれに必要な調査等 ※ただし、1年目にほぼ根絶が達成され、2年目はモニタリングのみを実施する場合等は計画策定を必須としない。
(3) 外来種対策戦略検討等事業	外来種対策全般に係る総合戦略検討及び外来種リストの作成並びにこれらに必要な調査等
(4) クビアカツヤカミキリ地域防除戦略策定等事業	クビアカツヤカミキリ地域防除戦略の策定又は改定及びこれに必要な調査等

別表 2 交付事業

1. 区分	2. 交付対象経費	3. 交付率
事業費	間接交付事業者が行う間接交付事業に要する経費	定額
事務費	報酬、人件費、社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、使用料及び賃借料、会議費、役務費及び委託料並びにその他必要な経費で大臣が承認した経費	定額 (事務費は、事業費の金額に対し、10%を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。)

交付要綱 別記様式

別記様式第 1 号	交付申請書（第 5 条関係）
別紙 1	実施計画書
別紙 2	経費内訳
別記様式第 2 号	変更交付申請書（第 6 条関係）
別記様式第 3 号	交付決定通知書（第 7 条関係）
別記様式第 4 号	変更交付決定通知書（第 7 条関係）
別記様式第 5 号	計画変更承認申請書（第 1 0 条関係）
別記様式第 6 号	中止（廃止）承認申請書（第 1 2 条関係）
別記様式第 7 号	遅延報告書（第 1 3 条関係）
別記様式第 8 号	事業状況報告書（第 1 4 条関係）
別記様式第 9 号	完了実績報告書（第 1 6 条関係）
別紙	経費実績
別記様式第 1 0 号	年度終了実績報告書（第 1 6 条関係）
別紙	経費所要額実績
別記様式第 1 1 号	交付額確定通知書（第 1 7 条関係）
別記様式第 1 2 号	精算（概算）払請求書（第 1 8 条関係）
別記様式第 1 3 号	取得財産等管理台帳（第 2 1 条関係）
別記様式第 1 4 号	消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第 2 3 条関係）

識別番号	
------	--

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

住 所
氏 名 又 は 名 称
代表者の職・氏名

令和 年度特定外来生物防除等対策事業
交付申請書

特定外来生物防除等対策事業交付要綱（令和 8 年 10 月 6 日付け環自野発第 2610061 号）
第 5 条の規定により上記交付金の交付について下記のとおり申請いたします。

記

- 1 交付事業の目的及び内容
別紙 1 実施計画書のとおり
- 2 交付金交付申請額 金 円
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)
- 3 交付事業に要する経費
別紙 2 経費内訳のとおり
- 4 交付事業の開始及び完了予定年月日
年 月 日 ～ 年 月 日
- 5 その他添付書類
 - (1) 定款
 - (2) 直近 2 年間の事業報告及び決算報告又は事業計画及び収支予算
 - (3) 交付事業の実施体制を明らかにした書類(注) 交付申請前にすでに提出されている書類については添付を省略可。
- 6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - 責任者の所属部署・職名・氏名
 - 担当者の所属部署・職名・氏名
 - 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

実施計画書

事業実施代表者	氏 役 所 在 TEL/E-mail	名 職 地	
事業実施担当者	氏 役 所 在 TEL/E-mail	名 職 地	
経理責任者	氏 役 所 在 TEL/E-mail	名 職 地	
事業の主たる 実施場所			
事業の内容	* 間接交付事業の募集から間接交付金の支払までの事業の具体的な内容を記載する。		
事業実施のスケジュール	* 「事業の内容」に記載した内容に関するスケジュールを記載する。		

経費内訳

(単位：円)

(1) 交付対象経費 の区分	(2) 交付事業に要する 経費	(3) 交付対象経費の額 (交付申請額)	(4) 積算内訳	備考
事業費				
事務費				
合 計				

番 年 月 日 号

環 境 大 臣 殿

住 所
氏 名 又 は 名 称
代表者の職・氏名

令和 年度特定外来生物防除等対策事業
変更交付申請書

令和 年 月 日付け環自野発第 号で交付決定の通知を受け（、 年 月 日付け環自野発第 号で変更交付決定の通知を受け）た特定外来生物防除等対策事業について、下記のとおり交付申請を変更したいので、特定外来生物防除等対策事業交付要綱（令和8年10月6日付け環自野発第2610061号）第6条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 国庫交付変更申請額
- 2 変更内容
- 3 変更理由
（注）具体的に記載する。
- 4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
責任者の所属部署・職名・氏名
担当者の所属部署・職名・氏名
連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注1 1の金額欄の上部に（ ）書きで当初交付決定額を記載する。

- 2 添付書類は、別記様式第1号のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、別紙2については、変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

識別番号	
------	--

環自野発第

号

令和 年度特定外来生物防除等対策事業
交付決定通知書

交付事業者

令和 年 月 日付け 第 号で交付申請のあった特定外来生物防除等対策事業については、交付金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、同法第 8 条の規定により通知する。

令和 年 月 日

環 境 大 臣

記

- 1 交付金の交付の対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付け第 号交付申請書のとおりである。
- 2 交付金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。

交付事業に要する経費	金	円
交付金の額	金	円
- 3 交付対象経費の区分ごとの配分及びこれに対応する交付金の額は、令和 年 月 日付け 第 号交付申請書記載のとおりである。
- 4 交付事業者は、適正化法、適正化法施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び特定外来生物防除等対策事業交付要綱（令和 8 年 10 月 6 日付け環自野発第 2610061 号。以下「交付要綱」という。）に従わなければならない。
- 5 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の通知の日から 15 日以内とする。
- 6 交付事業における仕入れに係る消費税等については、交付要綱第 4 条ただし書の定めるところにより算定されている場合は、交付金の額の確定又は消費税等の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。
- 7 令和 年度特定外来生物防除等対策事業は、政治資金規正法第 22 条の 3 第 1 項に

よる寄附制限の例外（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの）に該当するものと判断している。

(本件担当官の氏名、連絡先等)
担当官の所属部署・職名・氏名
連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

令和 年度特定外来生物防除等対策事業
変更交付決定通知書

交付事業者

令和 年 月 日付け 第 号で変更交付申請のあった特定外来生物防除等対策事業については、特定外来生物防除等対策事業交付要綱（令和8年10月6日付け環自野発第2610061号。以下「交付要綱」という。）第7条第2項の規定により、令和 年 月 日付け環自野発第 号で交付決定した内容を下記のとおり変更することを決定したので通知する。

令和 年 月 日

環 境 大 臣

記

- 1 交付金の交付の対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付け 第 号変更交付申請書のとおりである。
- 2 変更後の交付事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。

変更前交付事業に要する経費	金	円	変更前交付金の額	金	円				
変更後交付事業に要する経費	金	円	変更後交付金の額	金	円				
増	減	額	金	円	増	減	額	金	円
- 3 交付対象経費の区分ごとの配分及びこれに対応する変更後の交付金の額は、令和 年 月 日付け 第 号変更交付申請書記載のとおりである。
- 4 交付事業者は、交付金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、交付金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付要綱に従わなければならない。
- 5 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は変更交付決定の通知の日から15日以内とする。
- 6 交付事業における仕入れに係る消費税等については、交付要綱第6条第2項において準用する第4条ただし書の定めるところにより算定されている場合は、交付金の額の確定又は消費税等の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。
- 7 令和 年度特定外来生物防除等対策事業は、政治資金規正法第22条の3第1項による寄附制限の例外（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの）に該当するものと判断している。

(本件担当官の氏名、連絡先等)
担当官の所属部署・職名・氏名
連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

住 所
氏 名 又 は 名 称
代表者の職・氏名

令和 年度特定外来生物防除等対策事業
計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け環自野発第 号で交付決定の通知を受け（、 年 月 日付け環自野発第 号で変更交付決定の通知を受け）た特定外来生物防除等対策事業の計画を下記のとおり変更したいので、特定外来生物防除等対策事業交付要綱（令和 8 年 10 月 6 日付け環自野発第 2610061 号）第 10 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更が交付事業に及ぼす影響
- 4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
責任者の所属部署・職名・氏名
担当者の所属部署・職名・氏名
連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注 1 事業の内容を変更する場合にあっては、別記様式第 1 号の別紙 1 に変更後の内容を記載して添付すること。

2 経費の配分を変更する場合にあっては、別記様式第 1 号の別紙 2 に変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載して添付すること。

別記様式第6号（第12条関係）

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

住 所
氏 名 又 は 名 称
代表者の職・氏名

令和 年度特定外来生物防除等対策事業
中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け環自野発第 号で交付決定の通知を受け（、 年 月 日付け環自野発第 号で変更交付決定の通知を受け）た特定外来生物防除等対策事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、特定外来生物防除等対策事業交付要綱（令和8年10月6日付け環自野発第2610061号）第12条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止（廃止）を必要とする理由
- 2 中止（廃止）の予定年月日
- 3 中止（廃止）が交付事業に及ぼす影響
- 4 中止（廃止）後の措置
- 5 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
責任者の所属部署・職名・氏名
担当者の所属部署・職名・氏名
連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注1 中止（廃止）までに実施した事業の内容を記載した書類及び別記様式第1号の別紙2に交付決定額を上段に（ ）書きし、中止（廃止）時の実施見込額を下段に記載した書類を添付すること。

- 2 事業を中止する場合は（廃止）の記載を、廃止する場合は中止の記載を削除すること。

環 境 大 臣 殿

住 所
氏 名 又 は 名 称
代表者の職・氏名

令和 年度特定外来生物防除等対策事業
遅延報告書

令和 年 月 日付け環自野発第 号で交付決定の通知を受け（、 年 月 日付け環自野発第 号で変更交付決定の通知を受け）た特定外来生物防除等対策事業の遅延について、特定外来生物防除等対策事業交付要綱（令和8年10月6日付け環自野発第2610061号）第13条の規定により下記のとおり指示を求めます。

記

- 1 遅延の原因及び内容
- 2 遅延に係る金額
- 3 遅延に対して執った措置
- 4 遅延等が交付事業に及ぼす影響
- 5 交付事業の遂行予定及び完了予定年月日
- 6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
責任者の所属部署・職名・氏名
担当者の所属部署・職名・氏名
連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注1 事業の進捗状況を示した工程表を、当初と変更後を対比できるように作成し添付すること。

- 2 「2 遅延に係る金額」については、その金額とともに、事業費と事務費の内訳を記載すること。

環 境 大 臣 殿

住 所
氏 名 又 は 名 称
代表者の職・氏名

令和 年度特定外来生物防除等対策事業
事業状況報告書

令和 年 月 日付け環自野発第 号で交付決定の通知を受け（、 年 月 日付け環自野発第 号で変更交付決定の通知を受け）た特定外来生物防除等対策事業の遂行状況について、特定外来生物防除等対策事業交付要綱（令和8年10月6日付け環自野発第2610061号）第14条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 報告内容

交付対象経費 の区分	交付決定額 （円）	実施額 （円）	遂 行 状 況
事業費			
事務費			
合 計			

2 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者の所属部署・職名・氏名
担当者の所属部署・職名・氏名
連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

※変更交付決定を行った事業は、変更後の金額を記載すること。

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

住 所
氏 名 又 は 名 称
代表者の職・氏名

令和 年度特定外来生物防除等対策事業
完了実績報告書

令和 年 月 日付け環自野発第 号で交付決定の通知を受け（、 年 月 日付け環自野発第 号で変更交付決定の通知を受け）た特定外来生物防除等対策事業を完了（中止・廃止）しましたので、特定外来生物防除等対策事業交付要綱（令和8年10月6日付け環自野発第2610061号）第16条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 交付金の交付決定額及び交付決定年月日
金 円（令和 年 月 日 番号）
（うち消費税及び地方消費税相当額 円）
- 2 交付事業の実施状況
（1）交付事業の内容

（2）交付事業の効果
- 3 交付金の経費実績
別紙のとおり
- 4 その他参考資料（領収書等含む）
- 5 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
責任者の所属部署・職名・氏名
担当者の所属部署・職名・氏名
連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注 変更交付決定を行った事業は、1に以下の項目を加えて全ての変更交付決定について記載すること。

補助金の変更交付決定額及び変更交付決定年月日

金 円 (年 月 日付け環自野発第

号)

(うち消費税及び地方消費税相当額 円)

経費実績

(単位：円)

交付決定内容		経費実績			(6) 交付金以外の 収入額
(1) 交付対象経費 の区分	(2) 交付決定額	(3) 流用増減額	(4) 交付対象経費 の額 (2) + (3)	(5) 交付金所要額 = (4)	
事業費					
事務費					
合 計					

(7) 交付金所要額 (5) - (6)	(8) 交付金受領済額	(9) 過不足額 (8) - (7)	備考

別記様式第 10 号（第 16 条関係）

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

交付事業者

年度特定外来生物防除等対策事業
年度終了実績報告書

年 月 日付け環自野発第 号で交付決定の通知を受け（、年
月 日付け環自野発第 号で変更交付決定の通知を受け）た特定外来生物防除等
対策事業の 年度における実績について、特定外来生物防除等対策事業交付要綱（令和
8 年 10 月 6 日付け環自野発第 2610061 号）第 16 条第 2 項の規定に基づき下記のとおり報
告します。

記

- 1 交付金の交付決定額及び交付決定年月日
金 円（ 年 月 日付け環自野発第 号）
（うち消費税及び地方消費税相当額 円）

- 2 交付事業の実施状況

＊ 繰越承認を受けた場合は、翌会計年度に行う交付事業に関する計画を含む。

- 3 交付金の経費所要額実績
別紙のとおり

- 4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
（1）責任者の所属部署・職名・氏名
（2）担当者の所属部署・職名・氏名
（3）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注 変更交付決定を行った事業は、1 に以下の項目を加えて全ての変更交付決定について
記載すること。

交付金の変更交付決定額及び変更交付決定年月日
金 円（ 年 月 日付け環自野発第 号）
（うち消費税及び地方消費税相当額 円）

経費所要額実績

(単位：円)

交 付 決 定 の 内 容		年 度 内 遂 行 実 績		翌 年 度 繰 越 額	
(1)交付基本額	(2)交付決定額	(3)事業費支払実績額	(4)補助金受入済額	(5)交付基本額 (1)－(3)	(6)補助金 所要額 (2)－(4)

注 変更交付決定を行った事業は、変更後の金額を記載すること。

環自野発第 号

令和 年度特定外来生物防除等対策事業
交付額確定通知書

交付事業者

令和 年 月 日付け環自野発第 号で交付決定し（、 年 月 日付け環自野発第 号で変更交付決定をし）た特定外来生物防除等対策事業については、令和 年 月 日付け 第 号の実績報告書に基づき、下記のとおり交付額を確定したので、交付金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）第 15 条の規定により通知する。

令和 年 月 日

環 境 大 臣

記

確 定 額 金 円

（超過交付額が生じた場合）

なお、超過交付となった金 円については、適正化法第 18 条第 2 項の規定により令和 年 月 日までに返還することを命ずる。

（本件担当官の氏名、連絡先等）

担当官の所属部署・職名・氏名

連絡先（電話番号・E メールアドレス）

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

住 所
氏 名 又 は 名 称
代表者の職・氏名

令和 年度特定外来生物防除等対策事業
精算（概算）払請求書

令和 年 月 日付け環自野発第 号で交付額確定（交付決定、変更交付決定）の通知を受けた特定外来生物防除等対策事業の精算払（概算払）を受けたいので、特定外来生物防除等対策事業交付要綱（令和8年10月6日付け環自野発第2610061号）第18条第2項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 金 円
2 請求金額の内訳

(概算払の場合) (単位：円)

交付対象経費の区分	交付決定額 ①	支 出 費 用 状 況			概 算 払 受 領 済 額 ⑤	差引請求額 ④－⑤
		実績額 ②	見込額 ③	合 計 ④＝②＋③		
計						

(精算払の場合) (単位：円)

交 付 決 定 額	確 定 額 ①	概算払受領済額 ②	差 引 請 求 額 ①－②

- 3 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び名義
4 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）
5 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
責任者の所属部署・職名・氏名
担当者の所属部署・職名・氏名
連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

取 得 財 産 等 管 理 台 帳（令和 年度）

（単位：円）

取 得 者 の 氏 名 ・ 名 称	財 産 名	規 格	数 量	単 価	金 額	取 得 年 月 日	耐 用 年 数	保 管 場 所	備 考

注 1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が第 2 2 条第 1 項に規定する処分制限額以上の財産とする。
2 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

住 所
氏 名 又 は 名 称
代表者の職・氏名

令和 年度特定外来生物防除等対策事業
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け環自野発第 号で交付決定の通知を受け（、 年
月 日付け環自野発第 号で変更交付決定の通知を受け）た特定外来生物防除等
対策事業について、特定外来生物防除等対策事業交付要綱（令和 8 年 10 月 6 日付け環自野
発第 2610061 号）第 2 3 条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 交付金額（交付要綱第 1 7 条第 1 項による額の確定額）

円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税
額

円

- 3 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
責任者の所属部署・職名・氏名
担当者の所属部署・職名・氏名
連絡先（電話番号・E メールアドレス）

注 別紙として積算の内容を添付すること。